

○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 潮 崎 焜 及

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第48号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」ほか2議案及び継続審査となっております請願2件であります。

当委員会は、去る6月17日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件については原案のとおり可決すべきと決しました。また、請願2件についても審査を行いました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第48号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」であります。社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画について必要な事項の調査審議を行うため、新たに附属機関を設置することに伴い所要の改正を行うものであります。

委員からは、構成員として地域福祉団体の代表者とあるが代表者だけでは現場の声を計画に反映させることが難しいのではとの質疑があり、理事者からは、審議会とは別に同計画策定市民会議及びプロジェクトチームを設置し、各地域で地域座談会を開催して、多くの市民の方に参加いただき地域福祉にかかる課題の抽出や解決策など生の声をいただくとともに、実務に従事している方についても、市民会議の委員として応募していただくことができ、地域座談に参加して気づく地域の課題や今後の改善点等を一緒に話し合う中で、そうした意見を反映させながらまとめていただいた素案について、地域福祉計画審議会において審査していただきたいと考えているとの説明を受けました。委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第49号 鳴門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。関係法令の改正に伴い、条例中の関連する字句の整理を行うものであります。

委員からは、附則第六条や附則第八条では市長が認めるものとあるが、市長が認める者というのは子育ての経験年数等で市長が保育士と同等と認めるということなのかについて質疑があり、理事者からは、そのとおりであり、附則第六条については例えば朝夕の時間帯など子どもが少ない場合の保育士の配置について市長が認める者を、保育士のかわりに1名配置することができるとの説明がありました。

また、委員からは、市内の保育所・認定こども園などの施設で、保育士の

人数は足りているのかとの質疑があり、理事者からは、現状では公立・私立問わず保育士の確保は苦勞していることから、国でも緩和策を設けるため法律改正をしていると考えているとの説明を受けました。

また、委員からは、市としては国の方針や基準にしたがい今後も条例の制定・改廃を行う予定かとの質疑があり、理事者からはそのように考えているとの説明を受けました。委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第50号 鳴門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。関係法令の改正に伴い、条例中の関連する字句の整理を行うものであります。

委員からは、放課後児童支援員の該当者に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるとあるが、保育士は対象とならないのかについて質疑があり、理事者からは、条例第10条第3項第1号に保育士の資格を有する者と記載されているとの説明を受けました。委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

